

くらしの情報 かわさき



令和6年
秋号

- LPガスの利用に関する制度が……P1・2
変わります
- いまだき相談事例 ……P3
- 川崎市消費者支援強調月間特別講演…P4
「タイゾー流資産形成のすすめ
お金のはなしを楽しく学ぶ」
川崎駅東口地下街で展示を行います!
「計量展示室」を公開しています!
～はかりの歴史を知ろう～

いまだき
相談事例 クレジットカードで身に覚えのない請求が・・・不正利用されたかも? !
「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた」と訪ねてくる業者に注意!

発行 川崎市消費者行政センター

LPガスの利用に関する制度が 変わります

公益社団法人神奈川県LPガス協会

会長 高橋 宏昌

副会長（川崎市地区担当） 関口 淳也



2024年4月2日付け「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布され、消費者に対し、LPガス※料金をより適正かつ明朗化するため、LPガス販売に係る制度が変わりました。

※LPガス（プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガス（LPG））は、家庭用エネルギーとして全国総世帯のほぼ半数（2,500万世帯）で利用されているほか、自動車用、工業用などにも使われており、私たちの生活に欠かせない重要なエネルギーです。発熱量が大きく少ない使用量で済む、CO₂排出量が少なく環境に優しい、災害に強い等のメリットがあります。



改正の概要

I 過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

- 1 正常な商慣行を超えた利益供与が禁止されました。
- 2 消費者の事業者選択を阻害するおそれのあるLPガス販売事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等が禁止されました。

LPガス販売契約や契約の継続を目的とした、電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備の無償貸与等、過大な営業活動等が禁止されました。

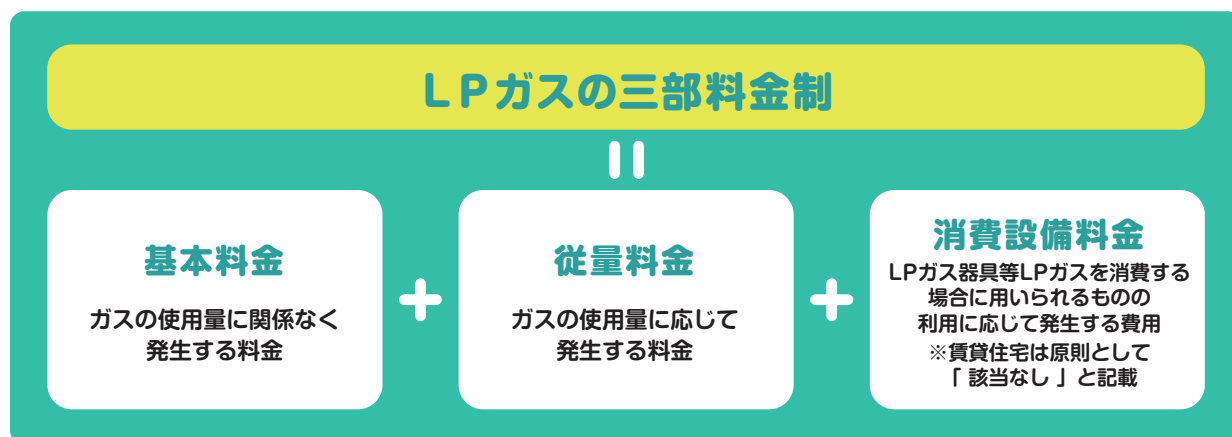
Ⅱ LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

- 1 賃貸住宅の入居希望者へのLPガス料金の事前提示が努力義務となりました（入居希望者に直接又はオーナー・不動産管理会社・不動産仲介事業者等を通じて提示します）。
- 2 入居希望者からLPガス販売事業者へ直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じることが義務化されました。

賃貸住宅に入居後は事実上LPガス販売事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前にLPガス料金の情報を消費者が入手できるようになりました。

Ⅲ 三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

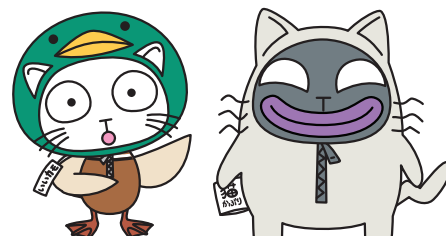
- 1 LPガス販売事業者が消費者にLPガス料金を請求する場合、①**基本料金**（ガスの使用量に関係なく発生する料金）、②**従量料金**（ガスの使用量に応じて発生する料金）、③**消費設備料金**（LPガス器具等LPガス消費する場合に用いる設備等の利用に応じて発生する料金）に分けて通知することが義務付けられます（設備費用の外出し表示）。



- 2 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上が禁止されます。
- 3 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上が禁止されます。

※2025年4月2日以降に契約した消費者については、基本料金、従量料金、消費設備料金以外の費用をLPガス料金に計上することは禁止されます（賃貸住宅向けLPガス料金は、消費設備料金もLPガス料金に計上されることは禁止されます）。

※既存契約（契約日が2025年4月1日までの契約）の消費者には、設備料金の計上自体は禁止されませんが、設備料金の外出し表示が義務化されます。



※お客様に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報は、経済産業省資源エネルギー庁の **LPガス商慣行通報フォーム** へお知らせください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html



いまだき 相談事例 1

クレジットカードで身に覚えのない請求が・・・ 不正利用されたかも？！

●相談事例

クレジットカードの利用明細に「海外利用」と表示された身に覚えのない3万円の請求があった。利用日には海外に行っていないし海外のオンラインショップも利用していない。不正利用なので請求を取り消してほしい。

●アドバイス

- クレジットカードを不正利用されたという相談が多く寄せられています。
- 不正利用の原因としては、カードの紛失や盗難、フィッシング詐欺、不審な通販サイト利用時に情報が流出した可能性などが考えられます。
- 不正利用が疑われる場合には、すぐにカード会社に連絡してカードの利用停止をしたうえで、調査を求めましょう。また、家族が利用していないかも確認しましょう。
- カード会社の調査の結果、会員規約違反や故意過失がなく、第三者による不正利用と認められた場合、請求が取り消されることもあります。ただし、多くのカード会社は不正利用の届出日から60日前までと定めています。
- クレジットカードを他人に貸したり他人から借りたりすることは禁止されています。
- 暗証番号やパスワードは他人に推測されにくいものにし、定期的に変更しましょう。使い回しも避けましょう。
- 突然送られてくる金融機関・宅配業者を装ったメールは、フィッシングメールの可能性があります。メールに記載されたURLからウェブサイトにはアクセスせず、クレジットカード番号や個人情報の入力はいないようにしましょう。
- さらに、クレジットカードの3Dセキュア（本人認証サービス）はクレジットカードの不正利用防止に有効です。
- 毎月、カードの利用代金の引落日までに利用明細を確認し、身に覚えのない請求があった場合はすぐにカード会社に連絡しましょう。



いまだき 相談事例 2

「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた」 と訪ねてくる業者に注意！

●相談事例

「近所で工事をしていたら、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検してあげる」と突然業者が訪ねてきた。屋根から下りてきた業者は、瓦の写真を見せながら「このままでは雨漏りする。瓦が飛んだら近所に迷惑がかかる。梅雨や台風シーズン前に修理をした方がよい」と言われて不安になった。また、「今なら特別に消費税分を割引にする」と勧められ、了承して150万円の屋根工事を契約した。本当に自宅の屋根の写真かわからないし、知り合いの業者に相談したら金額が高いと言われた。解約したい。

●アドバイス

- 「屋根瓦がずれているのが見えた」と突然訪問し、消費者の不安をあおって高額な契約をさせられたという「点検商法」のトラブルが高齢者を中心に発生しています。
- 点検をさせると、「今なら〇〇円割引」等、業者の巧みな勧誘トークを受けて断りづらくなります。
- 屋根工事など高額な契約をする場合は、すぐに契約せず複数の業者から相見積を取って、内容を比較・検討したうえで慎重に決めましょう。また、契約前に家族や知人などに相談しましょう。
- もし、「保険金を使って工事ができる」と勧誘されても、必ずしも保険金が支払われるかはわかりません。契約している保険会社や代理店に直接確認しましょう。
- 訪問販売業者は、会社名、屋根工事の勧誘目的であることを告げることが法律で定められています。また、工事の契約は契約内容の詳細を記載した書面を交付することが義務付けられています。受け取った契約書面はよく確認しましょう。
- 訪問販売で契約した屋根工事は、契約書を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフが可能です。工事中でも終了後でもクーリング・オフ期間内であればクーリング・オフができます。

11月は消費者支援強調月間です!

川崎市では、11月を消費者支援強調月間と定め、講演会の開催等さまざまな取組を行っています。



川崎市消費者支援強調月間特別講演

「タイゾー流資産形成のすすめ お金のはなしを楽しく学ぶ」

杉村 太蔵 氏

日時 11月20日(水) 14:30~16:00 (14:00受付開始)

会場 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら) ホール
(川崎市中原区上小田中 6-22-5)

費用 無料

申込方法 右記の申込フォーム、郵送、FAX のいずれかで申込み

申込期間 10月1日(火)~11月13日(水)

問合せ 川崎市消費者行政センター啓発係

電話044(200)3864 8:30~17:15(土日祝日を除く)

その他 本講演は、神奈川県が毎年県内各市町村で開催している「くらしの経済講演会」を兼ねて実施いたします。



講演詳細



申込フォーム



川崎駅東口地下街で展示を行います!

川崎駅東口地下街(アゼリア地下街)の広報コーナーにて、消費者行政センターの紹介や最新の消費者被害の事例などの情報を展示しています。ぜひお立ち寄りください。

展示期間 11月8日(金)~11月22日(金)

場所 広報コーナー(新川通り方面)



江戸時代から現代までの様々な「はかり」が観覧できる 「計量展示室」を公開しています!

~はかりの歴史を知ろう~

公開日 10月1日(火)から

場所 川崎市産業振興会館 8階(展示室)・9階(展示コーナー)
(川崎市幸区堀川町66番地20)

入場料 無料

観覧時間 8階展示室: 月・火・木・金 9:00~12:00/13:00~16:00
9階展示コーナー: 産業振興会館時間内(休館日については、
川崎市産業振興会館のホームページをご覧ください。)

休館日 水・土・日・祝日・年末年始

問合せ 川崎市消費者行政センター計量検査係

電話 044(200)5640 メール 28syohi@city.kawasaki.jp
8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)



8階展示室



9階展示コーナー



市ホームページ

二次元コードからホームページにアクセスして、はかりの詳しい説明を見ることができます。

くらしの情報かわさき

川崎市消費者行政センター
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階
電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099

キャラクターデザイン...タナカタケシ



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索

消費生活に関する情報は、
消費者行政センター
ホームページでも提供しています。



令和6年10月25日発行